

金沢市企業局上下水道料金システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

上下水道料金システムについて、最新システム基盤に対応し、併せて、データ利活用を促進する必要があることから水道情報活用システム（経済産業省及び厚生労働省が導入を推進する水道事業者等が有する水道に関する設備・機器に係る情報や事務系システムが取り扱うデータを横断的かつ柔軟に利活用できる仕組み）に対応したシステムに刷新を行い、さらに刷新後において、上下水道料金システムを安定的に運用することのできる最適な候補者を選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

金沢市企業局上下水道料金システム構築業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市企業局

イ 事務局 金沢市企業局経営企画課

〒920-0031 金沢市広岡3丁目3番30号

電話 076-220-2653（直通） FAX 076-220-2679

e-mail k-keiei@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の配布の方法等

ア 方法 金沢市企業局のホームページにて公表する。

イ 交付資料 (ア) 金沢市企業局上下水道料金システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領（本紙）

(イ) 金沢市企業局上下水道料金システム構築業務委託公募型プロポーザル提案依頼書（以下「提案依頼書」という。）

(ウ) 金沢市企業局上下水道料金システム構築業務仕様書

(エ) 提出書類様式

(5) 日程

ア 実施要領等の公表	令和4年7月6日（水）
イ 参加表明書の提出期限	令和4年7月22日（金）
ウ 資格確認結果及び提案要請書の通知	令和4年7月29日（金）まで
エ 提案内容に係る質疑の提出期限	令和4年8月5日（金）
オ 提案内容に係る質疑の回答	令和4年8月12日（金）
カ 企画提案書等の受付開始	令和4年8月15日（月）
キ 企画提案書等の提出期限	令和4年8月26日（金）
ク 業務詳細デモンストレーションの実施	令和4年9月上旬～同年9月中旬を予定

ケ プレゼンテーションの実施	令和4年9月16日（金）を予定
コ 審査結果通知	令和4年9月下旬を予定

3 業務概要

(1) 業務名

金沢市企業局上下水道料金システム構築業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

金沢市企業局上下水道料金システム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

本業務に係る契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

4 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の要件に全て該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力会社等（本業務の一部を再委託する場合に相手方となる会社又は個人事業主のことをいう。）となることはできない。

ア 金沢市の令和3・4年度の役務等の入札参加資格において「情報システム開発」の資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照すること。

イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から本業務の実施者が特定される日までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

エ 実績

人口20万人以上の地方公共団体において、上下水道料金システムの構築業務を受託した実績があること。

オ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマークの認証を取得していること。

カ 水道情報活用システムに対応した本業務システムの提供が可能であること。

(2) 応募資格の制限

本プロポーザルに参加しようとする者が、次のアの関係に該当する場合、そのうち1者しか応募できない。また、前(1)の有資格者であっても、次のイ又はウに該当する者は、本プロポーザルに応募することができない。応募者は、次のイ又はウに該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 資本関係又は人的関係（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存中の社である場合を除く）。

（ア） 親会社と子の関係

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係

（ウ） 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている関係

（エ） 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

イ 金沢市企業局上下水道料金システム構築業務委託業者選定委員会委員

ウ イが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

提案に当たっては、提案依頼書に示す事項の他、以下の条件により行うものとする。

ア 契約上限額

本業務はシステム構築業務であるが、システム構築期間中及びシステム構築後の運用等に係る提案まで含むものである。

なお、システム構築に係る経費及びシステム運用等に係る経費の消費税及び地方消費税については、令和4年4月1日現在の消費税率（10%）であるものとし、本プロポーザルに係る各種書類においても同様とする。

(ア) システム構築に係る経費上限額

システム構築に係る経費及びシステム構築期間中の経費について、システム構築に係る経費上限額として以下に示す。なお、提案価格が業務委託費等上限額を超える場合は失格とする。

また、システム構築に係る経費上限額は契約時の予定価格となるものではなく、本業務全体の規模を示すものである。本提案において提示された費用見積の内容及び金額は、受託候補者特定後、当該の者と金沢市企業局との間で再精査を行う。

a システム構築に係る経費

上限額 198,000,000 円（消費税及び地方消費税を含むものとする。）

ただし、各年度の上限額は次のとおりとする。各年度における提案価格は次の上限額についても超えないこと。

(a) 令和4年度上限額 30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(b) 令和5年度上限額 168,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(イ) システム運用等に係る経費上限額

金沢市企業局上下水道料金システム想定利用期間（金沢市企業局上下水道料金システム想定利用期間は、金沢市企業局上下水道料金システム構築完了から令和10年度末までとする。以下同じ。）におけるシステム運用等に係る経費については、定額での利用（毎月支払い）を想定しており、システム運用等に係る経費については、次のとおり上限額を定めるものとする。

a システム運用等に係る経費

上限額 108,000,000 円（消費税及び地方消費税を含むものとする。）

ただし、システム運用等に係る経費の上限額は契約時の予定価格となるものではなく、本提案において提示された費用見積の内容及び金額は、受託候補者特定後、当該の者と金沢市企業局との間で再精査を行う。

b システム運用等に係る経費は次のものを含むものとする。

- (a) 構築業務期間中及び運用期間中における開発用機器及び金沢市企業局上下水道料金システム想定利用期間における機器等の賃貸借又は購入並びにサービス利用料等に係る経費
- (b) 金沢市企業局上下水道料金システム想定利用期間における経常的な運用保守に係る経費
- (c) 金沢市企業局上下水道料金システム想定利用期間において機器等の更新作業に係る経費
- (d) 金沢市企業局上下水道料金システム想定利用期間終了時においてデータ移行作業等で必要となる経費

(2) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 提出書類 (ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 実績調書（様式3）

(エ) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマークの登録証（写し）

(オ) 実績調書（様式3）の内容を確認できるもの（契約書の写し等）

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期間 令和4年7月6日（水）から令和4年7月22日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和4年7月22日（金）午後5時必着とする。電送は認めない。

エ 提出先 2(3)イに同じ

(3) 資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の有無に関する確認結果については、参加表明者に対し、令和4年7月29日（金）までに確認結果を通知し、参加資格を有する者に提案書の提出を要請する。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、別紙「仕様書」の内容を踏まえた上で、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出書類 別紙「金沢市企業局上下水道料金システム構築業務委託公募型プロポーザル提案依頼書」（以下「企画提案書作成要領」という。）に基づき下記の書類を提出すること。

(ア) 企画提案書表紙（正本用）（様式4）

(イ) 企画提案書表紙（副本用）（様式5）

(ウ) 提案書、提案書抜粋版（様式6）

高い企画提案書等の提出者を、本業務の受託候補者（以下「特定者」という。）として特定する。

また、審査の結果、合計得点が最も高い企画提案書等の提出者が同点で複数あった場合においては、これらの企画提案書等の提出者についてのみ、あらかじめ設定した課題に対して提案された内容に関し、委員の合議の上優劣の比較審査を行い、該当する評価項目に加算又は減算し、合計得点に優劣をつけ、特定者として特定するものとする。

なお、選定委員会での協議結果により、特定しない場合もあり得るものとする。

(3) 業務詳細デモンストレーション実施

提案に含まれる業務パッケージソフトウェアのデモンストレーションを、企画提案書等の提出者により次のとおり実施するものとする。正式な日時、場所等については、企画提案書等の提出者として選定された者に対し後日通知する。

ア 実施日 令和4年9月上旬から同年9月中旬までのうち、企画提案書等の提出者1名当たり1～2日程度を指定する。

イ 時間・場所 別途通知

ウ 参加人数 1者あたり5名以内とする。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は原則、認めない。

オ 器材等 説明にあたり、必要な器材は全て事業者で用意することとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは金沢市企業局で用意する。

カ その他 (ア) 業務詳細デモンストレーションに出席しない場合、受注意思がないものとみなして選定の対象としない。

(イ) 説明は、本業務に従事する担当者が行うこととし、契約後には必ず主担当として従事すること。

(ウ) 業務詳細デモンストレーションの実施場所では法人名及び法人名を想起させる呼称、ロゴ等を禁止する。なお、自社、親会社、子会社A、子会社Bなどの呼称等は可とする。

(4) プレゼンテーション実施

企画提案書等に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。正式な日時、場所等については、企画提案書等の提出者として選定された者に対し後日通知する。

ア 実施日 令和4年9月16日（金）

イ 時間・場所 別途通知

ウ 実施時間 1者あたり90分程度（準備、撤収時間を除く。）とし、業務のポイントとなるデモンストレーションを実施すること。説明に60分、質疑応答に30分の配分を目安とする。

エ 参加人数 1者あたり5名以内とする。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は原則、認めない。

オ 器材等 説明にあたり、必要な器材は全て事業者で用意することとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは金沢市企業局で用意する。

カ その他 (ア) プレゼンテーションに出席しない場合、受注意思がないものとみなして選定の対象としない。

- (イ) 説明は、本業務に従事する総括責任者又はプロジェクトリーダーが行うこととし、実施できない場合は、その理由をプレゼンテーションの冒頭に説明すること。
- (ウ) プレゼンテーションの実施場所では法人名及び法人名を想起させる呼称、ロゴ等を禁止する。なお、自社、親会社、子会社A、子会社Bなどの呼称等は可とする。

(5) 選定委員会

選定委員会は、次の5名で構成する。

- 飯島 泰裕 (青山学院大学社会情報学部教授)
- 紙谷 勉 (金沢市企業局次長)
- 松岡 隆司 (津幡町産業建設部上下水道課長)
- 宮川 みどり (金沢市企業局お客さまサービス課長)
- 広田 茂樹 (金沢市企業局料金センター所長)

(6) 審査結果の公表及び通知

審査の結果については、令和4年9月下旬頃(予定)に特定者を公表するとともに、全ての提案者に郵送で通知する。なお、審査結果の詳細等についての問い合わせは文書で提出するものとし、電話等での問い合わせには、いかなる場合も応じない。

(7) その他

新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況により、録画やテレビ会議方式等によるデモンストレーション及びプレゼンテーションとなる場合がある。また、デモンストレーション及びプレゼンテーションを実施せず書類審査のみとする場合もあるものとする。

7 その他

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 上記アからオまでに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合等、選定委員会が失格であると認めた場合

(2) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出するものとする。

(3) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

(4) 非選定理由及び非特定理由の説明

- ア 企画提案書の提出者として選定されなかった者及び企画提案書の提出者として選定された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日(日曜日等

を除く。) 以内に書面により説明を求めることができる。

ウ なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うものとする。

(5) その他

ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。

イ 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ 特定者の企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。

また、応募書類は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づき開示請求がなされたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、本プロポーザルの審査期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

エ 提出書類に記載されたプロジェクトリーダー等は、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。

オ 提出書類は、返却しない。

カ 特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市企業局は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。

キ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市企業局と協議の上、進めるものとする。

別表「受託候補者の特定基準」

- (1) 提案書、業務詳細デモンストレーション及びプレゼンテーションの内容を、次の評価項目に基づき評価する。
- (2) 各評価区分の評価値及び評価値を算出するための計算式は公開しないものとする。
- (3) 評価結果に対する異義は受け付けない。

評価項目	評価区分	評価の視点	配点
1. 事業者能力評価	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者について、人口 20 万人以上の地方公共団体において、上下水道料金システムの構築業務を受託した実績を有しているか。 	150
	システム構築に係る体制、プロジェクト管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト管理方法 ・プロジェクト体制・推進方法 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な情報システム構築プロジェクトにおいては進捗管理の失敗による稼働遅延や、品質低下による稼働後の障害発生等のトラブルのリスクが大きい。当該リスクに対応することのできる技能、知識、手法等を有しているか。 ・本業務は、上下水道料金に係る業務が複数関連するプロジェクトであり、それらの業務を深く理解する人員により実施される必要がある。そういった特性を有するプロジェクトにおける、体制面及び推進方法に係る適格性や優位性を有するか。 	
	システム設計開発に係る業務パッケージソフトウェアの適切な適用及び職員負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・業務パッケージソフトウェアの適切な適用 ・職員負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・業務パッケージソフトウェアの適用において理想はノンカスタマイズ適用である。本業務においても真にやむを得ないカスタマイズを除いて、可能な限りノンカスタマイズとすべきと考えているが、業務運用の見直しを行わなければ、業務負担が増大する恐れが高いと認識している。しかし、業務運用見直しは困難であることも多い。また、一旦は業務パッケージソフトウェアの運用を了承しても、実際の運用フェイズにおいて問題が発生し、利用者側に想定外の負担が発生する場合があります。その対応として受注者側で突発的なシステム改修を図る必要が発生する場合も想定される。こういった課題に対応することのできる技能、知識、手法等を有しているか。 ・受入れテスト、その他の情報システム開発作業において、企業局側の作業参画は必須であるが、通常業務に従事しつつ、情報システム開発作業に参画することは、業務負担の増大を招くことになる。また、本稼働時のシステム切り替え時の負担も大きい。これら、企業局側作業に係る負担軽減策等、課題に対応することのできる技能、知識、手法等を有しているか。 	

	稼働準備に係る研修手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修内容 ・ 研修方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務においては、大きな運用変更も想定され、本稼働前に行われる操作研修等による、システム操作及び運用周知は非常に重要性が高い。しかしながら、操作研修等は単純なシステム操作の説明に終始し、十分な効果を得ることができない場合も少なくない。また、操作研修の効果を測定することも困難な場合が多い。こういった課題に対応することのできる技能、知識、手法等を有しているか。 ・ 本業務が対象とするシステムは、利用者が多く、また、利用者は企業局本庁舎以外の多くの施設に配属されており、地理的關係からも、一般的な集合研修だけでは、全利用者に対して十分に研修を実施することは困難と考えられる。こういった課題に対応することのできる技能、知識、手法等を有しているか。 	
2. 提案内容評価	課題解決・業務改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペーパーレス化の課題解決 ・ 事務効率の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本システムは調定更正の決裁を画面のみで実施可能であることやAI-OCR等の技術を用いてペーパーレス化を前提としているが、企業局内を完全に電子化しても、対外的に送受する文書については紙が残ることになり紙の管理が必要となる。また、スキャナで取り込む運用とする場合においても、スキャン作業の負担、紙原本の管理、スキャン画像の肥大化等の課題があると考えられるが、こういった課題に対策する提案となっているか。 ・ 事務の負担をシステム化することで軽減することを期待するところであり、本システムを利用する事務に係る負担を軽減する提案となっているか。 	300
	水道情報活用システムへの取組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡張性 ・ 稼働OS、ソフトウェア等への対応方針 ・ 本システム更新時（利用終了時）の対応方針 ・ 追加提案（発展性） ・ 水道情報活用システムへの今後の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本システムは水道情報活用システムを利用して構築することを踏まえ、システム更新時等の考え方が明確となっているか。 ・ 本システム構築仕様書に規定されていない事項について、金沢市企業局経営戦略2022等を踏まえ、水道情報活用システムを利用することにより、水道事業の変革および石川中央都市圏の推進などへの対応が期待される提案となっているか。 	
	本システムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員負担軽減 ・ 運用保守体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業局職員の負担軽減となっているか。 ・ 保守体制は充実しているか。 	

	保守等			
	プレゼンテーションの内容		・説明のわかりやすさ、質疑応答の的確性等	
3. 業務パッケージ評価	業務パッケージソフトウェアの機能充足及び充実度。		・カスタマイズの抑制が可能か。また、業務上の利便性を高める機能が搭載されているか。 ・必要機能は業務に即したものとして提供されているか	300
	業務パッケージソフトウェアの操作性等		・画面、応答性能、バッチ処理時間が業務遂行する上で必要な性能となっているか。 ・操作性等は良好か。	
技術点 計				750
4. 見積	提案価格		・提案内容に対して見積金額が妥当であるか。	250 ※
価格点 計				250
合計				1,000

※提出された見積書に従い、見積価格を基に、以下の算出式で小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効とする評価点を算出します。

$$\text{評価点} = 250 \text{ 点} \times (1 - \text{見積価格} \div (\text{システム構築に係る経費上限額} + \text{システム運用等に係る経費合計上限額}))$$

見積価格は、システム構築に係る経費とシステム運用等に係る経費を合算したものの。